

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和8年5月11日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 渡辺 聡

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式
- (2) 調達件名の仕様等 仕様書による。
- (3) 賃貸借期間 仕様書による。
- (4) 納車場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は総価で行う。また、落札者の決定は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行う。

また、入札参加希望者は、支出負担行為担当官から「性能等証明書」に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された「性能等証明書」は富山労働局で審査するものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

入札参加者は、入札説明書、仕様書を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において関係書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

①入札金額は、業務の履行に要する一切の諸経費を含め見積もるものとする。

②落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。)

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止等を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (10) 「性能等証明書」の審査に合格したものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒930-8509 富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階
富山労働局総務部総務課会計第一係 江野
電話 076-432-2727 FAX 076-432-6471
- (2) 入札説明書等の交付方法
上記(1)の場所において交付する。また、政府電子調達(GEPS)システム(以下「電子調達システム」という。)及び富山労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。
- (3) 入札説明書等の交付期間
令和8年5月11日(月)から令和8年5月26日(火)17時15分まで
- (4) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。
- (5) 入札参加申込関係書類等の提出期限
令和8年5月28日(木)17時15分までに、入札説明書に定める書類を上記(1)に提出すること。なお、紙入札方式により提出する場合は、原則、郵送又は持参によることとし、郵送の場合、上記(1)あてに入札参加資格確認申請書等の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。
- (6) 入札書の受領期限
令和8年6月2日(火)10時00分
- (7) 開札の日時及び場所
令和8年6月2日(火)10時05分 富山労働総合庁舎5階 小会議室504
紙により入札書を提出した場合は、開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムで入札を行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

契約書類の授受は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式によることができる。

(6) 押印の省略（契約書以外）

提出される入札書等の契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(7) 落札者の決定方法

入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限内であり、「性能等証明書」を提出し、審査に合格した者で、「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者と決定する。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

令和8～12年度 富山労働局管下の
業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式

入札説明書

令和8年5月

富山労働局総務部総務課

入札関係書類受領書

(電子入札・紙入札共通)

【 提 出 先 】

富山労働局総務部総務課 会計第一係 行

E-mail : kaikei-toyamakyoku.a15(★)mhlw.go.jp

※メールで提出の場合は、(★)を@に変更してください

FAX : 076-432-6471

〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階
(TEL 076-432-2727)

入札案件名	令和8～12年度 富山労働局管下の 業務用自動車2台賃貸借業務(令和8年11月納車)一式
-------	-------------------------------------------------

受領日 (ダウンロード日)	令和 年 月 日
事業所名所	
事業所所在地	
担当者名	
TEL番号	
FAX番号	
メールアドレス	
入札参加方式	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札

(注1) 入札関係書類をホームページからダウンロードした場合は、本票に記載のうえ、上記の提出先へメール、FAXもしくは郵送でご提出ください。

(注2) 本受領書は、仕様書の変更案内や各種ご連絡の際に使用します。

(注3) 本票を提出した後、入札参加を辞退する場合は、特に手続きは必要ありませんが、後日、辞退の理由をお伺いする場合があります。

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式
- (2) 調達件名の仕様等 仕様書による。
- (3) 賃貸借期間 仕様書による。
- (4) 納車場所 仕様書による。

2 入札方法

入札金額は総価で行う。また、落札者の決定は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行う。

また、入札参加希望者は、支出負担行為担当官から「性能等証明書」に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された「性能等証明書」は富山労働局で審査するものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

入札参加者は、この入札説明書、仕様書を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において関係書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (1) 入札金額は、業務の履行に要する一切の諸経費を含め見積もるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。）

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべ

き日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止等を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (10) 「性能等証明書」の審査に合格したものであること。

4 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び本入札に関する問合せ先

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒930-8509 富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階
富山労働局総務部総務課会計第一係 江野
電話 076-432-2727 FAX 076-432-6471
- (2) 入札説明書等の交付方法
上記(1)の場所において交付する。また、政府電子調達(GEPS)システム(以下「電子調達システム」という。)及び富山労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。
- (3) 入札説明書等の交付期間
令和8年5月11日(月)から令和8年5月26日(火)まで
(土日祝を除く8時30分から12時00分、13時00分から17時15分)

5 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

6 入札参加申込関係書類の提出期限並びに場所等

入札参加者は、下記(1)入札参加申込関係書類に定める書類一式を作成し、下記(2)に定める期限までに提出しなければならない。

入札参加申込関係書類等の提出は電子調達システムにより行う。ただし紙による入札を希望する者は、原則として上記4(1)の場所へ郵送(簡易書留に限る。)又は持参する。郵送の場合、下記(2)に定める入札参加申込関係書類の提出期限までに到着す

るよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は入札参加者に属するものとする。また、封筒に「令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式に係る入札参加申込関係書類在中」と記載すること。

(1) 入札参加申込関係書類

- ① 様式1 入札参加申込書
- ② 様式2 誓約書及び役員等名簿
- ③ 競争参加資格審査結果通知書の写し
- ④ 様式4 委任状（代理人による入札参加者のみ）
- ⑤ 様式5 電子入札案件の紙入札方式での参加申請書（紙入札による入札参加者のみ）
- ⑥ 様式6 紙契約方式承諾願（落札後、紙契約を希望する参加者のみ）
- ⑦ 様式8 令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式に係る性能等証明書
- ⑧ 定価見積書（様式は任意のものとするが、車体料金・メンテナンス費用・任意保険料等内訳を詳細に記載すること）
- ⑨ ⑦記載の納車予定車種の性能を証明するカタログ等の各種資料

(2) 入札参加申込関係書類の提出期限

令和8年5月28日（木）17時15分まで

(3) その他

- ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出期限以降における申込書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 電子調達システムにより提出する場合は、Word、Excel 又は PDF 形式で作成するものとする。
- カ 開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- キ 提出された性能等証明書は富山労働局で審査するものとし、審査の結果、要求仕様書の基準を満たした者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。
性能等証明書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった性能等証明書を提出した者については、理由を付して通知するものとする。

7 質問票の提出等

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、以下のとおり受け付けることとする。

(1) 質問票の提出

質問票様式7又はこれに準じた内容の書類を作成し提出すること。

- ① 受付期間
令和8年5月11日（月）から令和8年5月19日（火）17時15分まで（必着）
- ② 提出場所
上記4（1）の場所に同じ。
メール、郵送又はFAXによる提出とし、上記期限必着とする。

(2) 質問票に対する回答

質問内容及び回答は、富山労働局ホームページにおいて公開する。

8 入札書の提出場所等

(1) 提出方法

入札書等は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。

ア 電子調達システムによる入札を行う場合

入札書を電子調達システムに定める手順に従って登録し、入札登録時に内訳表として入札書別紙様式3-2を添付の上、令和8年6月2日(火)10時00分までに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより入札する場合は、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。

入札書別紙様式3-2については、入札金額送信時にExcel形式にて添付するものとする。

イ 紙による入札を行う場合

入札書様式3-1及び入札書別紙様式3-2を作成し、令和8年6月2日(火)10時00分までに下記9(1)イの場所へ提出すること。入札書様式3-1及び入札書別紙様式3-2は封筒に入れ封緘し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 富山労働局総務部長と記載)及び「令和8年6月2日開札 令和8~12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務(令和8年11月納車)一式 入札書在中 第○回目」と朱書きしなければならない。

電報、メール、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 無効の入札

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者の入札書

イ 入札書の提出期限内に到達しなかった入札書

ウ 入札条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

エ 国の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった入札書

オ 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札書

カ 入札書の記載金額を加除訂正した入札書

キ 入札書に入札者又はその代理人の記名がない入札書

ク 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金の納付額が不足する者の入札書、又は入札保証金の免除を受けなかった者の入札書

ケ 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札書を提出した場合の入札書

コ 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札書

サ 無権代理人がした入札書

シ 暴力団に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになった者の入札書

ス 社会保険・労働保険料の滞納がない旨の申立書及び領収書を提出せず、又は虚偽の申し立てをし、若しくは申立書に定める義務を履行しなかった者の入札書

セ 厚生労働省所管法令違反等に関する誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若

しくは誓約書に反することになった者の入札書
ソ その他入札に関し不正行為があったものの入札書

(3) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(4) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札をする場合（ICカード取得者が代表者でない場合）には、当該システムで定める委任の終了をおこななければならない。

なお、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む）するとともに、入札時までに様式4による委任状を提出しなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

9 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月2日（火）10時05分

イ 場所 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階
富山労働局 小会議室504

(2) 開札手続等

ア 電子調達システムにより入札書を提出した場合は、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

イ 紙により入札書を提出した場合は、開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、開札場への入室は原則として1社につき1名とする。入札者又はその代理人の立ち会わない場合は、入札事務に関係のない当局の職員を立ち合わせて行う。

① 入札者又はその代理人は、開札場に入場するときは、入札関係職員の求めに応じ、入札権限に関する委任状（様式4）及び身分証明書を提出又は提示しなければならない。

② 入札者又はその代理人は開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

10 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

再度の入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者に限る。再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。（※すなわち入札の上限回数は3回までである。）

11 落札者の決定

入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制

限内であり、「性能等証明書」を提出し、審査に合格した者で、「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者と決定する。

- (1) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子調達システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定するものとする。紙による入札者等又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字とする。空欄で提出した場合は、競争参加資格業者コード番号の末尾3桁とする。）を併せて記載するものとする。なお、紙による入札のみの場合には、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、又はくじを引かない者があるときは、本件入札事務に関係のない当局の職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- (2) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を通知するとともに、電子調達システム及び当局ホームページにて落札結果を公表するものとする。

12 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。

契約手続きに係る書類の授受は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式によることができる。

- (2) 契約条項 別添契約書（案）のとおり

13 その他

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 支払い条件

別添「契約書（案）」による。

- (4) 押印の省略（契約書以外）

提出される入札書等の契約関係書類については、事業者としての決定であること。

また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

- (5) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

- (6) その他

落札者は、落札決定後、速やかに直近2年間の保険料納付の写しを提出すること。

14 電子調達システムの利用

電子調達システムを利用するためには、環境の準備、電子証明書の取得、政府電子調達（GEPS）及び調達ポータルへの利用者登録が必要である。詳細については、以下

ポータルサイトを確認のこと。

・政府電子調達（G E P S）・調達ポータル
URL <https://www.p-portal.go.jp/>
※ヘルプデスク
0570-000-683（ナビダイヤル）

入札参加申込書

(電子入札・紙入札共通様式)

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加について、会計法令、入札説明書を承諾のうえ入札参加を申し込みます。

なお、この申込書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることとなっても異議はありません。

記

- 1 入札案件名 令和 8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車 2 台賃貸借業務
(令和 8 年 11 月納車) 一式

- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定に該当しない。
 - (2) 直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てる。また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。
 - (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる。
 - (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でない。
 - (6) 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていない。
 - (7) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守する。
 - (8) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することを誓約する。
 - (9) 前記（5）から（8）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様の対応を行う。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

誓約書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、役員等の氏名及び生年月日が明らかとなる資料の提出を求められ、また当該個人情報を警察に提供することがあることについて了承します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用などしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威圧を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

第__回

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

下記のとおり、会計法令、入札説明書等を承諾のうえ入札します。

記

入札案件名 令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借
業務（令和8年11月納車）一式

入札金額（①+②） 金 _____ 円

（消費税及び地方消費税は含まない。）

【入札金額内訳】

① 仕様書別紙1（富山局分） 金 _____ 円

② 仕様書別紙1（滑川所分） 金 _____ 円

※入札書別紙と併せてご提出ください。

※入札金額には入札書別紙の総合計を転記してください。

※入札金額内訳には入札書別紙の①、②の金額を転記してください。

電子くじ番号			
--------	--	--	--

※任意の3桁の数字を記載すること。

		令和 8 年度						
		月額（税抜）	×	台数	×	月数	合計	
年間金額	仕様書別紙 1（富山局分）	円	×	1 台	×	5 月	=	0 円
	仕様書別紙 1（滑川所分）	円	×	1 台	×	5 月	=	0 円

		令和 9 年度						
		月額（税抜）	×	台数	×	月数	合計	
年間金額	仕様書別紙 1（富山局分）	円	×	1 台	×	12 月	=	0 円
	仕様書別紙 1（滑川所分）	円	×	1 台	×	12 月	=	0 円

		令和10年度						
		月額（税抜）	×	台数	×	月数	合計	
年間金額	仕様書別紙 1（富山局分）	円	×	1 台	×	12 月	=	0 円
	仕様書別紙 1（滑川所分）	円	×	1 台	×	12 月	=	0 円

		令和11年度						
		月額（税抜）	×	台数	×	月数	合計	
年間金額	仕様書別紙 1（富山局分）	円	×	1 台	×	12 月	=	0 円
	仕様書別紙 1（滑川所分）	円	×	1 台	×	12 月	=	0 円

		令和12年度						
		月額（税抜）	×	台数	×	月数	合計	
年間金額	仕様書別紙 1（富山局分）	円	×	1 台	×	12 月	=	0 円
	仕様書別紙 1（滑川所分）	円	×	1 台	×	12 月	=	0 円

①仕様書別紙 1（富山局分）合計	0	円
②仕様書別紙 1（滑川所分）合計	0	円
総合計	0	円

(①、②については入札書の入札金額内訳へ転記し、総合計は入札書の入札金額に転記してください。)

電子入札案件の紙入札方式での参加申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加を申請いたします。

記

1 入札案件名

令和 8 ～12年度 富山労働局管下の業務用自動車 2 台賃貸借業務
(令和 8 年11月納車) 一式

2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙契約方式承諾願

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用しての契約ができないため、紙契約方式での手続きをいたします。

記

1 入札案件名

令和 8 ～12年度 富山労働局管下の業務用自動車 2 台賃貸借業務
(令和 8 年11月納車) 一式

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長

質 問 票

令和 8 年 5 月 19 日（火） 17 時 15 分 必 着

入札案件名	令和 8 ～ 12 年度 富山労働局管下の業務用自動車 2 台賃貸借業務（令和 8 年 11 月納車）一式				
事業所名		担当者名			
電話番号		電子メールアドレス			
(質問内容)					
(回 答)					
受付日		回答日		回答者名	
(備 考)					

※閲覧に供する際は、質問事業所名等は公表されません。

令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式に係る性能等証明書
（富山労働局、滑川公共職業安定所分）

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

「令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式」に係る入札について下記のとおり相違ないことを証明します。

1 仕様書の適合性

小型乗用車	仕様	適否	備考
年 式	新車	適・否	
駆 動 方 式	F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無	有	適・否	
台 数	2台	適・否	
総 排 気 量	660cc以下※	適・否	
車 両 重 量	1,500kg以内	適・否	
全 長	3,400mm以内	適・否	
全 幅	1,480mm以内	適・否	
全 高	（富山局分）1,550mm以内、（滑川所分）1,750mm以内	適・否	
荷 室	可倒式リアシート	適・否	
乗 車 定 員	4名	適・否	
トランスミッション	4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)又は電気式無段変速機等	適・否	
使 用 燃 料	無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色	シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたものを基本とする	適・否	
環境性能	電動車等（ハイブリッド車）	適・否	
排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減並びに 平成30年排出ガス規制50%低減又は75%低減レベル適合車 ハイブリッド自動車の場合は、JC08モード又はWLTCモードのいずれかのモードの排出ガス 基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合すること。	適・否	
燃費性能	令和2（2020）年度燃費基準達成車、2030年度燃費基準値80%達成レベル以上であること。	適・否	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	適・否
	空調	オート又はマニュアルエアコン エアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。（令和 8年度まで経過措置適用）	適・否
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型以上、セットアップ作業を実施を含む テレビ受信機能のないもの	適・否
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新 作業及び更新SDカード等を用意すること	適・否
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体 microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否
	フロアマット	前席、後席分	適・否
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否	
寒冷地仕様	無	適・否	

冬期	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと	適・否	
安全装備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		2台	適・否	
補償内容	対人賠償保険	無制限（免責なし）	適・否	
	対物賠償保険	無制限（免責なし）	適・否	
	車両保険（一般型）	リース車両を補償できる額（一般型）（免責10万円）	適・否	
特約 その他	対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること		適・否	
	運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること		適・否	
	弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること		適・否	
	年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する		適・否	
	任意保険（自動車保険）はフリート契約とする。 ※フリート申請日と機構コードは契約業者決定後、契約業者に伝える。		適・否	
	無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする		適・否	
	仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である		適・否	
	保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと		適・否	
加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること		適・否		

業務内容等	仕様	適否	備考
賃貸借期間	賃貸借期間は、以下のとおりとする。 令和8年11月2日から令和13年3月28日までの53月とする。	適・否	
納車場所	仕様書別紙2のとおり	適・否	
納車計画	事業所・整備工場等一覧表（仕様書別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること	適・否	
納車の対応	賃貸借期間の開始日までに車両登録等の手続を行うとともに、賃貸借期間の開始日から15日以内に労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。	適・否	
車両の運用等	仕様書6（3）～（8）のとおり運用等を行うこと	適・否	

業務実施体制等	仕様	適否	備考
実施体制	本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること	適・否	
管理体制	本業務の「作業計画書」（仕様書別紙4）を作成し、労働局に提出すること	適・否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用（仕様書別紙5）については、受託者の負担とすること	適・否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと	適・否	

秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適・否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適・否	

以下、労働局で記入。

2 自動車性能の適合性

【富山局分】

	小型乗用車
車名	
型式	
燃費値(※)	

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\left(100 + 36 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃料基準値}}{\text{提案車の燃費基準値}} \right) \times 1 \text{台} = \square$$

※電動自動車等においてはハイブリッド自動車のみを本契約方式の対象として扱う。

【滑川所分】

	小型乗用車
車名	
型式	
燃費値(※)	

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\left(100 + 36 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃料基準値}}{\text{提案車の燃費基準値}} \right) \times 1 \text{台} = \square$$

※電動自動車等においてはハイブリッド自動車のみを本契約方式の対象として扱う。



利用開始方法

🖥️ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧ください、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP 1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。
調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。
全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。
※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP 2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。
法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)
電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)
個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。
(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP 3 環境設定・利用者登録

- **パソコンのセットアップ**
お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。
「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。
- **利用者登録**
調達ポータルに利用者を登録します。
調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。
また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

🖥️ <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎️ 0570-000-683

IP電話等 ☎️ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分
国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

IP電話等 ☎️ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分
国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



ジープス

政府電子調達(GEPS)

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは
調達ポータルに
統合され、
さらに便利に
なりました。



ワンストップ対応



印鑑不要



郵送料削減



書類保管費削減



印紙税不要



24時間365日利用



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





本システムについて

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、子ども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



常時利用可能*

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。



書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



印鑑が不要*

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。
※法令で義務のある場合を除きます。

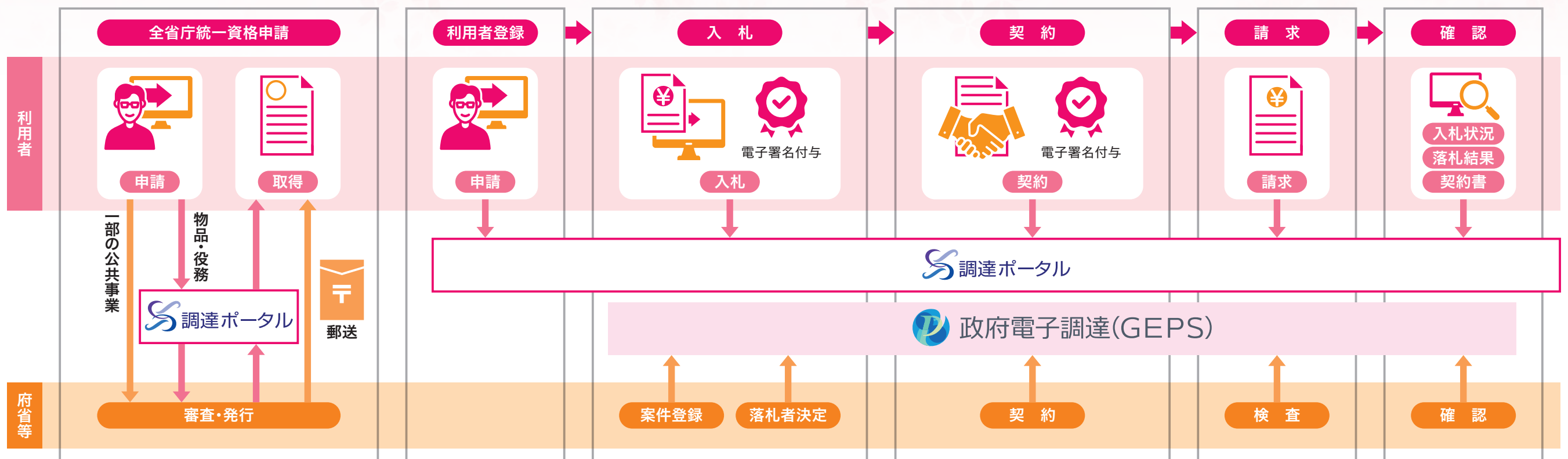


全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 富山労働局総務部長 渡辺 聡 (以下「甲」という。) と***
* * * * * * * * * * (以下「乙」という。) は、令和8～12年度 富山労働局管
下の業務用自動車2台賃貸借業務 (令和8年11月納車) 一式 (以下「業務」という。) に
関して、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額、単価)

第3条 契約金額は、別表総合計 (税込) のとおりとする。

2 第1項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方
税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約保証金)

第4条 この契約の保証金は、免除する。

(作業委託期間及び作業委託場所)

第5条 この契約の契約期間及び場所は次のとおりとする。

契約期間 契約日から令和13年3月28日

履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所

(費用負担)

第6条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用
は、乙の負担とする。

(再委託)

第7条 乙は、業務の全部を第三者 (乙の子会社 (会社法第2条第3号に規定する子会社
をいう。) を含む。) に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申

請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再受託者の行為について全ての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再受託者と約定しなければならない。
- 4 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。
- 5 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第8条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第5項の手続により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

（1）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

（2）事業参加者の住所のみの変更

（3）契約金額のみの変更

- 3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

（遅滞料）

第9条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

（納期の無償延期）

第10条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第11条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第12条 乙は各月末及び業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、業務終了時の検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第13条 乙は、前条の検査完了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲の会計機関である「官署支出官 富山労働局長」（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

2 官署支出官は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第14条 官署支出官は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(個人情報保護)

第17条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第18条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。

(1) 第10条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限に業務を終了しないとき。

(2) 乙の都合により乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責めに帰する事由により完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は

詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第16条の規定に違反したとき。

- 3 甲は、乙について民法542条各項各号に定める事由が発生したときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該契約の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
- 5 乙が第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 6 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第19条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責めに帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

- 第20条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、本契約の履行に着手後、第18条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
 - 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若し

- くは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
 - (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項第1号、第2号に該当した場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、違約金として、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

(2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第20条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

- ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第27条 甲は、第18条第2項、同条第3項、第23条、第24条、前条第2項及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第18条第2項、同条第3項、第23条、第24条、前条第2項及び第29条第2

項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第29条 甲は、第12条に規定する検査に合格した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品と引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(監査)

第30条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行

う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。

- 6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ必要な協力をしなければならない。

(事故等発生時の措置)

第31条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。

- (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合

- (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合

- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

- 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。

- 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。

- 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。

- 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。

- 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約履行後における乙の義務等)

第32条 前2条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

- 2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。

- 3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要が

あるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

(事情変更)

第33条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(紛争等の解決方法)

第34条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第35条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第14条、第16条、第17条、第18条第2項、第20条、第22条、第25条、第27条、第29条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年*月*日

甲 富山県富山市神通本町1-5-5
支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 渡辺 聡

乙 *****

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）
一式に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）
一式に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

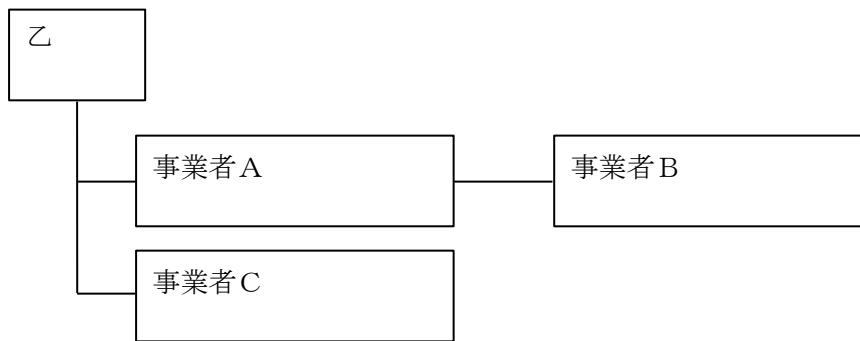
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

| 事業者名 | 住所 | 契約金額 | 業務の範囲 |
|------|-----------|------|-------|
| A | 東京都〇〇区・・・ | 円 | |
| B | | | |



令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

※注意事項 登録諸経費は全て令和8年度の年間金額に含めること。

| | | 令和8年度 | | | | | | | |
|---------|--------------|-------------|---|-----|---|------|----|---|----|
| | | 月額(税込) | × | 台数 | × | 月数 | 合計 | | |
| 年間金額 | 仕様書別紙1(富山局分) | 円 × | | 1 台 | × | 5 月 | = | 円 | 小計 |
| | 仕様書別紙1(滑川所分) | 円 × | | 1 台 | × | 5 月 | = | 円 | 円 |
| | | 令和9年度 | | | | | | | |
| | | 月額(税込) | × | 台数 | × | 月数 | 合計 | | |
| 年間金額 | 仕様書別紙1(富山局分) | 円 × | | 1 台 | × | 12 月 | = | 円 | 小計 |
| | 仕様書別紙1(滑川所分) | 円 × | | 1 台 | × | 12 月 | = | 円 | 円 |
| | | 令和10年度 | | | | | | | |
| | | 月額(税込) | × | 台数 | × | 月数 | 合計 | | |
| 年間金額 | 仕様書別紙1(富山局分) | 円 × | | 1 台 | × | 12 月 | = | 円 | 小計 |
| | 仕様書別紙1(滑川所分) | 円 × | | 1 台 | × | 12 月 | = | 円 | 円 |
| | | 令和11年度 | | | | | | | |
| | | 月額(税込) | × | 台数 | × | 月数 | 合計 | | |
| 年間金額 | 仕様書別紙1(富山局分) | 円 × | | 1 台 | × | 12 月 | = | 円 | 小計 |
| | 仕様書別紙1(滑川所分) | 円 × | | 1 台 | × | 12 月 | = | 円 | 円 |
| | | 令和12年度 | | | | | | | |
| | | 月額(税込) | × | 台数 | × | 月数 | 合計 | | |
| 年間金額 | 仕様書別紙1(富山局分) | 円 × | | 1 台 | × | 12 月 | = | 円 | 小計 |
| | 仕様書別紙1(滑川所分) | 円 × | | 1 台 | × | 12 月 | = | 円 | 円 |
| 総合計(税込) | | 円(※うち消費税 円) | | | | | | | |

令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車
2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式
仕様書

令和8年5月
富山労働局

- 1 件名
令和8～12年度富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式
- 2 業務概要
都道府県労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。
- 3 賃貸借期間
令和8年11月2日から令和13年3月28日までの53か月とする。
- 4 契約方法
一般競争入札（総合評価落札方式）
（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点をそれぞれ算出する）
- 5 調達内容
 - (1) 賃貸借について
 - ①自動車の仕様
別紙1（1）（2）それぞれに掲げる基準を満たす新車であること。
 - ②賃貸借台数
軽自動車 2WD（4人乗り）（スタッドレスタイヤあり） 2台
 - ③納車場所
納車場所一覧（別紙2）のとおり。
 - ④自動車保険の加入
ア～ウを満たす保険に加入すること。
 - ア 保険の種類
自動車保険（フリート契約）
※フリート申請日と機構コードは契約業者決定後、契約業者に伝える。
 - イ 補償内容
 - （ア）対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）
 - （イ）対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責なし）
 - （ウ）車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責10万円）
 - ウ 特約その他
 - （ア）対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
 - （イ）運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
 - （ウ）弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
 - （エ）年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定す

る。

(オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。

(カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。

(キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。

(ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。

⑤自動車の状況及び賃貸借期間終了後の精算について

労働局における自動車の年間見込走行距離は別紙2のとおりである。

なお、別紙2にて示す年間見込走行距離はあくまでも目安であり、多少前後があることを了承すること。

また、契約当初の想定よりも賃貸借期間終了時の精算において過走行があったとしても、終了後に精算を行うことはしないことを了承すること。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借期間の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借期間の開始日から15日以内に、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。なお、契約開始日から1か月程度は代車でも可とする。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員から継続検査、法定12か月点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）

イ エンジンオイル交換（必要回数 目安として年1回）

ウ オイルエレメント交換（必要回数 目安として年1回）

エ エアフィルター交換（必要回数 目安として年1回）

オ バッテリー交換・補充（必要回数）

カ タイヤ交換（必要本数）

キ 洗車（年1回まで）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

（4）車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

（5）2WD車（スタッドレスタイヤあり）に係る対応

労働局職員から2WD車（スタッドレスタイヤあり）に係るタイヤ（シーズンごとのタイヤの履き替え）依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

（6）点検修理時の代車に係る対応

上記（3）から（5）までの対応を完了するために48時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

（7）事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

（ア）事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

（イ）事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合には、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

（ア）損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）

- (イ) 関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）
- (ウ) 過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

- (ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。
 - ※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(8) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局職員と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の作業計画書及び作業報告書（別紙4）を作成し、労働局に提出すること。提出後、作業計画に変更が生じた場合には、速やかに変更後の変更作業計画書を提出すること。

8 その他

- (1) 自動車の維持に係る費用（別紙5）については、受託者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、作業計画書及び作業報告書（別紙4）を提出すること。そ

の際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。

- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

富山労働局 総務部総務課 江野 電話番号076-432-2727

11 競争参加資格（応札要件）

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止等を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1

月 20 日付け基発 0120 第 1 号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記 3、平成 31 年 1 月 25 日付け基発 0125 第 1 号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の 3 に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(10) 「性能等証明書」の審査に合格したものであること

12 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合はこの限りではない。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

13 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

14 担当者連絡先

〒930-8509 富山県富山市神通本町1丁目5番5号
富山労働局総務部総務課 江野
電話番号076-432-2727

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、36点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、燃費目標値と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{提案車の燃費基準値}}{\text{提案車の燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 36 \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{提案車の燃費基準値} (\text{※})}{\text{提案車の燃費基準値}}$$

(※) 乗用車に係る燃費基準値の算定方法は次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$$

FE = 燃費基準値 (k m/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M = 車両重量 (k g)

α = 燃費基準達成率であって0.8

β = 燃料がガソリンの場合1.0、軽油の場合1.1、LPガスの場合0.74

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

$$\begin{aligned} & \text{「環境性能（燃費値）に対する得点」} = \\ & [1] (100 + \text{加算点}) (\text{富山労働局分}) + [2] (100 + \text{加算点}) (\text{滑川所分}) \end{aligned}$$

③ ①の「入札価格に対する得点」は2台分の月額リース料を千円で除して得た値とする。

※電動自動車等においてはハイブリッド自動車のみを本契約方式の対象として扱う。

3. 自動車の燃費値の算定方法

- ① 評価する全ての自動車がWLTCモードによる燃費表示を行っている場合（JC08モードによる燃費表示をともに行っている場合を含む。）は、WLTC燃費値により評価するものとする。
- ② 上記①以外の場合は、JC08燃費値を優先するものとする（WLTC燃費値のみ表示している車両に限ってWLTC燃費値により評価）。

令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式仕様書
（富山労働局、滑川公共職業安定所分）

| 類型 | | 小型乗用車 |
|----------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 駆動方式 | | FF |
| スタッドレスタイヤ装着の有無 | | 有 |
| 台数 | | 2台 |
| 総排気量 | | 660cc以下※ |
| 車両重量 | | 1,500kg以内 |
| 全長 | | 3,400mm以内 |
| 全幅 | | 1,480mm以内 |
| 全高 | | （富山局）1,550mm以内、（滑川所）1,750mm以内 |
| 荷室 | | 可倒式リアシート |
| 乗車定員 | | 4名 |
| トランスミッション | | 4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)又は電気式無段変速機等 |
| 使用燃料 | | 無鉛レギュラーガソリン |
| 車体の色 | | シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたものを基本とする |
| 環境性能 | | 電動車等（ハイブリッド車） |
| 排ガス性能 | | 平成17年排出ガス規制値より75%低減並びに平成30年排出ガス規制値より50%低減又は75%低減レベル適合車
ハイブリッド自動車の場合は、JC08モード又はWLTCモードのいずれかのモードの排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合すること。 |
| 燃費性能 | | 令和2（2020）年度燃費基準達成車、2030年度燃費基準値80%達成レベル以上であること。 |
| 装備 | エアバックシステム | 運転席及び助手席 |
| | アンチロックブレーキ | 全車に装備 |
| | ETC車載器 | セットアップ作業の実施を含む（希望有の車に装着） |
| | 空調 | オート又はマニュアルエアコン
エアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。（令和8年度まで経過措置適用） |
| | カーナビゲーション | ビルトインタイプ、ディスプレイ7型以上、セットアップ作業を実施を含む
テレビ受信機能のないもの
納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカード等を用意すること |
| | AM/FMラジオ | カーナビゲーション装備でも可 |
| | バックモニター | カーナビゲーション装備でも可 |
| | ドライブレコーダー | ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること
走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること |
| | パワーウィンドウ | 最低でも運転席側に装備していること |
| | キーレスエントリー | スマートキーでなくても可 |
| | フロアマット | 前席、後席分 |
| 付属品等 | スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具 | |
| 冬期 | 寒冷地仕様 | 無 |
| | スタッドレスタイヤ装着 | 夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。 |
| 安全装備 | | 安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること |

※電動自動車等においてはハイブリッド自動車のみを本契約方式の対象として扱う。

令和8～12年度 富山労働局管下の業務用自動車2台賃貸借業務（令和8年11月納車）一式仕様書 納車場所一覧 別紙2

| 通番 | 官署名 | 納車住所 | 配備車両 | 年間見込走行
距離（年・km） |
|----|-----------|--------------|------|--------------------|
| 1 | 富山労働局 | 富山市神通本町1-5-5 | ● | 6,500km |
| 2 | 滑川公共職業安定所 | 滑川市辰野1-1-6 | ● | 4,000km |
| | | | 2 | |

| 通番 | 官署名 | 納車住所 | 事業所 | | | | 整備工場 | | | |
|----|-----------|--------------|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|------|
| | | | 名称 | 担当者 | 所在地 | 電話番号 | 名称 | 担当者 | 所在地 | 電話番号 |
| 1 | 富山労働局 | 富山市神通本町1-5-5 | | | | | | | | |
| 2 | 滑川公共職業安定所 | 滑川市辰野1-1-6 | | | | | | | | |

※予定はセルを黄色に色づけすること

都度列を追加

| 通番 | 労働局 | 仕様 | 社名 | 車名 | 車両
ナンバー | 登録番号 | 登録年月日 | 納車日 | 安全点検日 | 法定点検日 | 継続検査 | 備考 |
|----|-----|----|-----|-----|------------|------|-------|-----|-------|-------|------|------------------------|
| 1 | | | 〇〇〇 | 〇〇〇 | | | | | | | | 〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙〇のとおり |
| 2 | | | 〇〇〇 | 〇〇〇 | | | | | | | | |
| 3 | | | 〇〇〇 | 〇〇〇 | | | | | | | | |
| 4 | | | 〇〇〇 | 〇〇〇 | | | | | | | | |

事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

○ リース代金に含める項目

| | | |
|--------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------|
| 車両費用 | 車両代金 | |
| | 登録諸費用 | 車庫証明、納車費用含む |
| | 環境性能割 | |
| | 自動車税 | 契約期間中対応 |
| | 自動車重量税 | 契約期間中対応 |
| 自動車損害賠償責任保険料 | | 契約期間中対応 |
| 任意保険料 | 対人賠償保険 | 無制限（免責なし） |
| | 対物賠償保険 | 無制限（免責なし） |
| | 人身傷害保険 | 不担保 |
| | 無保険車傷害保険 | 不担保 |
| | 車両保険 | リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円） |
| | 特約その他 | ① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。 |
| | | ② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。 |
| | | ③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。 |
| ④ リースカー車両費用特約付きであること。 | | |
| ⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。 | | |
| ⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定すること。 | | |
| ⑦ 任意保険（自動車保険）はフリート契約とする。
※フリート申請日と機構コードは契約業者決定後、契約業者に伝える。 | | |
| メンテナンスサービス | 継続車検整備 | 原則として納車・引き取り含む
納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する |
| | 12か月点検 | 原則として納車・引き取り含む
納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する |
| | 事故修理 | 原則として納車・引き取り含む
納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する |
| | 一般修理・故障修理 | 原則として納車・引き取り含む
納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する |
| | 一般消耗品部品交換 | ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む |
| | エンジンオイル交換 | 必要回数 目安として年1回 |
| | オイルエレメント交換 | 必要回数 目安として年1回 |
| | エアフィルター交換 | 必要回数 目安として年1回 |
| | バッテリー交換・補充 | 必要回数 |
| | タイヤ交換 | シーズン交換・必要本数 |
| | 洗車 | 年1回まで |
| | 点検修理時の代車 | 2日以上法定整備及び故障整備の際に対応 |